

災害時等におけるダム管理施設等災害応急復旧業務に関する協定（ダム用機械設備（昇降設備））
の公募に関する質問回答について

令和6年5月29日
関東地方整備局
鬼怒川ダム統合管理事務所長

質問	回答
（機械様式-2）調査票に記載する技術者の資格についてですが、弊社の技術員が取得している資格は「昇降機等検査員資格」となりますが、こちらはどの資格にあてはまるのでしょうか。	建築基準法第12条第3項で「定期的に検査資格員（一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員）に検査をさせてその結果を報告することが義務づけられている。」とある。 当該資格は、建築設備検査員のうち建築設備等の種類に応じた昇降機等の国家資格であり、今回の発注者が求める昇降設備の専門的知識及び能力を有すると解釈できるため【建築設備検査員（昇降機等検査員）】としてください。
協定書（案）第11条3に記載がある「建設資機材」とは弊社の管轄事務所に保有しているものでよろしいでしょうか。	発注者が建設資機材等の数量調査を実施する場合に、御社（管轄事務所含む）で保有する資機材等の数量調査についてご協力をお願いします。
協定書（案）第13条について、弊社は弊社製昇降機しか対応できないため、規定以外の区域（他ダムの昇降機対応）に出動を要請いただいても応じることは出来かねますが、よろしいでしょうか。	本協定の適用範囲は、公告2. 協定の内容に記載されている範囲となります。 協定書（案）第13条の業務の特例については、発注者の要請に対し内容をご確認のうえ対応可能かを判断していただくことになります。